［別紙３－４－３］

処分方法の詳細

南極地域活動の区分			番　号	
処分方法の区分	整理番号	処　分　方　法　の　詳　細		
固形状の廃棄物で可燃性のものの焼却（法第１６条第１号） A	A－１	焼却炉の構造、設置場所		
		残灰の処理方法		
		行為者の氏名		
	A－２	焼却炉の構造、設置場所		
		残灰の処理方法		
		行為者の氏名		
液状の廃棄物の環境省令で定める地域における埋立（法第１６条第２号） B	B－１	場　所		
		方　法		
		行為者の氏名		
	B－２	場　所		
		方　法		
		行為者の氏名		
生活排水等である液状廃棄物の陸域から海域への排出（法第１６条第３号） C	C－１	場　所		
		排出水の処理方法		
		行為者の氏名		
	C－２	場　所		
		排出水の処理方法		
		行為者の氏名		

処分方法の区分	整理番号	処　分　方　法　の　詳　細	
除去による環境影響の程度が遺棄した場合より大きいと認められる場合のその場への遺棄（法第１６条第４号） D	D－１	場　所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
	D－２	場　所	
		遺棄する廃棄物及びその現状	
		行為者の氏名	
その他の液状廃棄物の処分であってやむを得ず行われ、かつ環境影響の程度が軽微であるもの。（法第１６条第５号） E	E－１	場　所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	
	E－２	場　所	
		処分の方法	
		行為者の氏名	

［記載要領］

１．「処分方法の区分」については、本様式中に記載されている処分方法の区分のうち当該南極地域活動において適用されるものを記載すること。

２．同じ区分であっても処分を行う施設又は場所が異なる場合にあっては、小区分を行いそれぞれについて処分方法の詳細を記載するものとし、その際には、必要に応じ適宜欄を追加して記載すること。ただし、野外活動に伴うし尿の処分等少量かつ分散的に行われる処分にあっては、同じ方法で行われる処分については一括して記載すること。

３．「場所」については、少量かつ分散的に行われる場合を除き原則として位置図を添付すること。